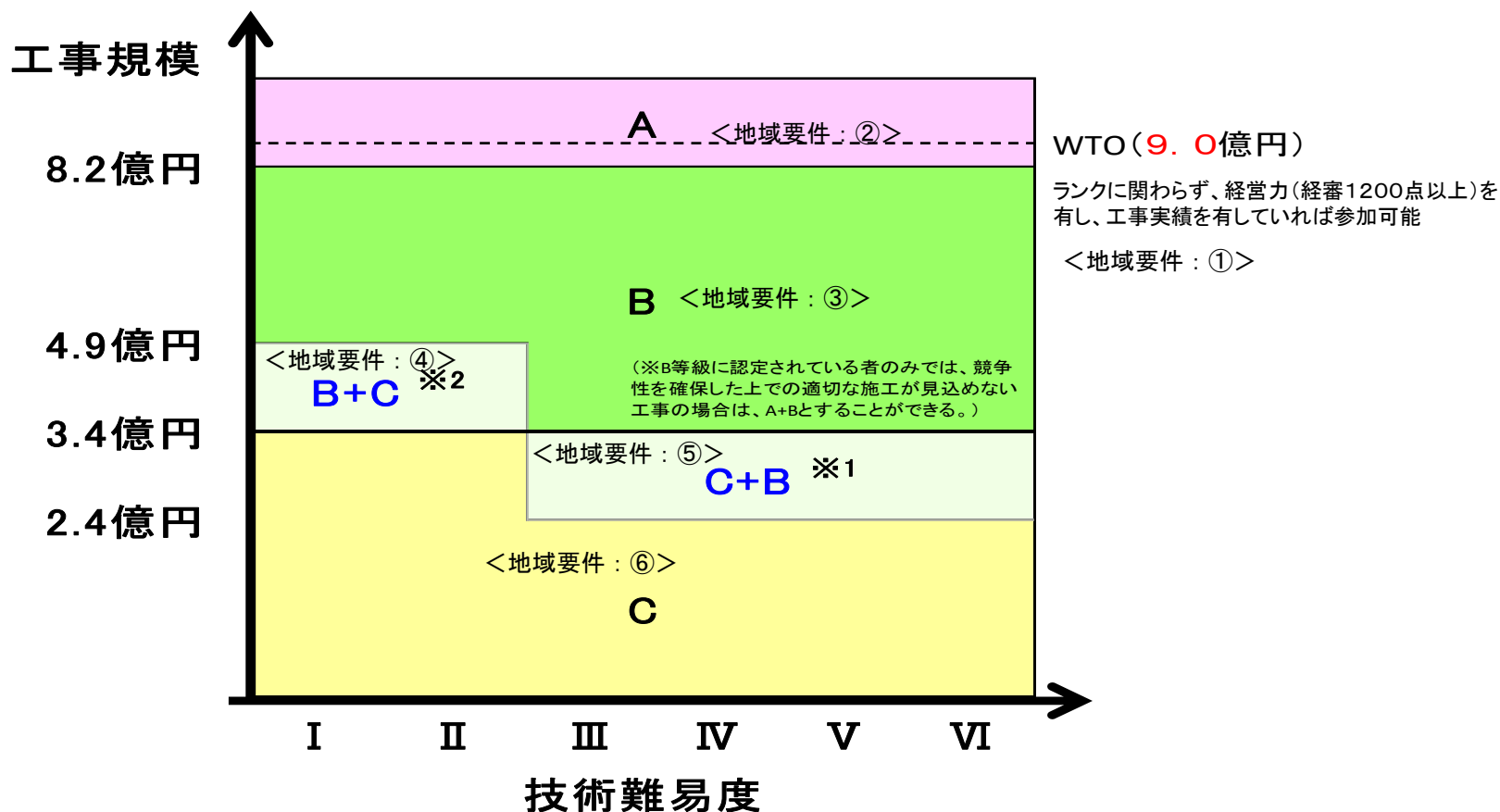


営繕工事の取り組みについて

令和8年4月

中国地方整備局営繕部

<建築工事の場合>



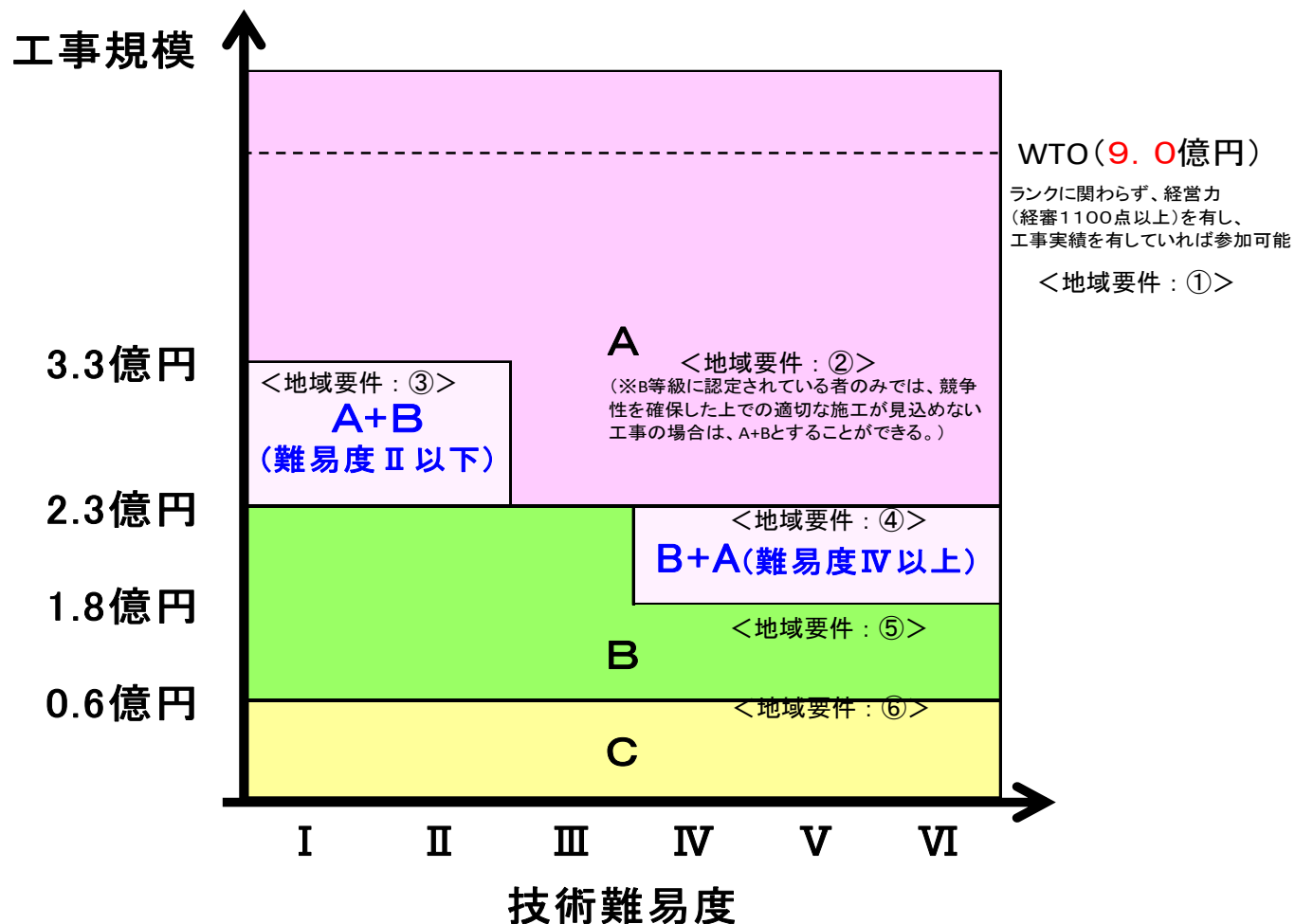
<注>

- ※1: C等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はC等級のみ
- ※2: B等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はB等級のみ

<地域要件(本支店等の所在地等)>

- ①: WTO対象のため地域要件は付さない
- ②③: 中国地方整備局管内
- ④⑤: B等級は中国地方整備局管内、C等級は該当県内
- ⑥: 該当県内

＜電気設備及び暖冷房衛生設備工事の場合＞



＜注＞

- ③：A等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はA等級のみ
- ④：B等級の者の実績で競争性が十分確保できる場合はB等級のみ

＜地域要件（本支店等の所在地等）＞

- ①：WTO対象のため地域要件は付さない
- ②：中国地方整備局管内
- ③④⑤：中国地方整備局管内
- ⑥：該当県内

◆ 令和7年度より、すべての工事にWLB認定に係る評価を拡大し、標準配点を見直しました。また、賃上げ実施については令和8年度より変更になりました。

評価項目		営繕工事での運用						
		技術提案評価型		施工能力評価型		企業能力評価型	営繕チャレンジ型	
		S型(WTO)	S型(非WTO)	I型	II型			
企業 の 能力 等 施工 能力 等	企業の施工実績	同種工事の実績	9	4	5.5(5)	5.5	5.5	
		当該工事種別の評定点の平均	5	4	4	4	5	
		優良工事施工団体表彰等		2	3	3	3	
		WLB認定	1	1	0.5(1)	0.5	0.5	0.5
		下請表彰企業の活用		1	1	1	1	
	技能者の従事計画			1	1	1	1	
	地域精通度 地域貢献度	災害対応協定等に基づく活動実績						
		地域内の本店等の所在		1	1	1	1	1.5
		企業の地域内での当該工事種別での施工実績		1	2	2	2	3
		配置予定技術者の地域内での施工実績			1	1		
		若手技術者の雇用等			1	1	1	
	[企業の能力等 計]		[15]	[15]	[20]	[20]	[20]	[5]
	技術者の能力等	同種工事の実績	9	6	8	8		2
		当該工事での工事成績	6	6	8	8		
		優良技術者表彰		2	3	3		
継続教育(CPD)			1	1	1		1	
配置予定技術者の地域内での施工実績							2	
[技術者の能力等 計]		[15]	[15]	[20]	[20]	[0]	[5]	
[施工能力等 計]		30	30	40	40	20	10	
		(一次審査)						
技術提案(施工計画)		60	30	可/否				
賃上げの実施を表明した企業等		2	2	2	2	1	1	
施工体制評価点		30	30	30	30	30	30	
合計		94	94	73	73	52	41	

(): 建築工事A等級及びB等級の場合は、()内の点数とする。

- 施工実績は、**民間工事**、官公庁工事のいずれでも申請が可能。**(評価の優劣はなし)**
- 同種工事として、**求められている構造・面積等の数値が明示されている場合は、それを下回らないように注意。**
- 登録されたCORINSデータで、建物の構造・規模、配置予定技術者の従事実績等が確認できない場合があるため、**提出前に登録されたCORINSデータの出力内容を必ず確認。**
- 民間工事等を含め、登録されたCORINSデータで確認できない場合は、**構造・規模、用途、配置予定技術者の従事実績等がわかる図面・契約書等を必ず添付。**
- 配置予定技術者の施工経験は、**実績工事での「役職(現場代理人、監理技術者等)」は問わない。**
(実績工事に従事した担当技術者でよい。)
- 配置予定技術者は、複数名(2人以上)申請することが可能。

- ◆ 営繕工事・業務に参加を検討される方への発注情報のメール配信を行っています。
- ◆ 希望される工種、ランク、工事場所の公告情報が公告日に、登録されたメールアドレスに送信されます。ぜひ、ご登録をお願いします。
- ◆ 登録が必要な情報は名前とメールアドレスのみです。

※中国地方整備局では営繕部及び岡山営繕事務所の発注工事が対象です。

(配信例)

件名:【〇〇地方整備局営繕部発注情報のお知らせ】

本日、令和〇年〇月〇日、次の工事の入札公告を実施しました。

工事名:「〇〇 〇〇 〇〇 〇〇改修工事」

工事種別:建築 (※工事種別は、建築、電気設備、暖冷房衛生設備、エレベーター等)

等級区分:〇ランク又は〇ランク

工事場所:〇〇県〇〇市〇〇 △-△-△

技術資料の提出締切日:令和〇年〇年〇月〇日 (※業務の場合は、参加表明書の提出締切日)

詳細は入札情報サービスのページで公開しています。

《 <http://www.i-ppi.jp> 》

また、[中国地方整備局営繕部のHP](#)でも公開します。(公告日の午後には提供)

《 <http://www.cgr.mlit.go.jp/cginfo/syokai/busyo/eizen/main/index.html> 》

更新・削除は以下のURLにて

《 https://www.once.88island.jp/master/i/mem_s/?svcd=798001&uid=db7826137d6c910da0eabacf1ca39dca 》

登録は「[官庁営繕部発注情報メール配信サービス](#)」で検索または、ホームページで
[中国地方整備局](#) > [営繕部](#) > [発注関連情報の](#)



をクリック!

営繕工事の発注見通し及び工事概要の提供について

中国地方整備局トップページ
<https://www.cgr.mlit.go.jp/>

- 防災
- リズム
- 発注・契約申請
- 企業・自治体向け情報
- 組織紹介
- 採用案内

河川 道路 まちづくり建設 港湾・空港 企画 **営繕** クリック 統括防災官室

営繕工事発注見通し一覧表をExcel形式で提供

工事概要図の掲載例（公告後に掲載される）

令和5年度〇〇庁舎建築その他改修工事 工事概要図

〇工事内容
【建築工事】
庁舎
・防水改修（屋上、玄関庇）
・外壁・外部階段改修
・内部改修（1階便所及び各階給湯室）
外構
・給排水設備改修に伴うアスファルト舗装の解体・復旧
・旗ポール新設
・樹木の伐採・伐根
【電気設備工事】
・庁舎自家発電設備更新（地下1階発電機室）
・庁舎屋上太陽光発電設備新設
・建築工事に伴う付帯工事
【機械設備工事】
・1階機械室に伴う空調換気設備、給排水衛生器具設備の撤去・新設
・建築・電気設備工事の付帯工事

ホーム > 営繕部 > 発注関連情報

発注関連情報

営繕関係発注見通し（工事・業務）

- 令和5年4月3日発注見通し（工事）【随時更新中】（Excel方式）
- 令和5年4月3日発注見通し（業務）【随時更新中】（PDF方式）

ここをクリックすると工事概要が表示されます。
（掲載は公告日の午後または翌日）

発注見通し一覧表のイメージ

工事名	工種業別	工事場所（都県）	工事場所（市区町村）	工事期限	工事概要	工事発注規模	入札予定時期	発注担当事務所等	申請書提出期限	備考
〇〇〇〇〇〇改修工事	建築工事	〇〇県	〇〇市〇〇町X-X-X	約〇ヵ月	庁舎 鉄筋コンクリート造 地上4階地下1階建 延べ面積2,898m ² 修繕一式	（工事発注規模） 〇億円～〇億円	HXX.X	中国地方整備局営繕部	HXX.XX.XX	【工事概要】

- 令和6年4月1日から労働基準法による時間外労働の上限規制が建設業にも適用されることを踏まえ、**営繕工事における生産性向上に向けた取組みを確実に推進していく必要がある。**
- そこで、発注者が設計条件の明示とその履行状況の把握を適切に実施し設計の品質確保につなげること、遅滞ない設計意図伝達により現場への指示等を適時に行うことなど、これまで取り組んできた内容を含め、特に**営繕工事の生産性向上に向けた関係者間調整^{※1}の円滑化のために営繕事業の各段階において発注者として実施する事項を再整理。**

※1:発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

生産性向上のイメージ

【設計段階】

発注者が設計条件の明示や設計業務プロセス管理等の取組みを行うことで、適切な設計図書の作成につなげる

【施工段階】

発注者が余裕期間制度を活用した発注や情報共有の迅速化等のための取組みを行う

営繕事業の各段階(設計段階、施工段階)において、関係者間調整が円滑化



営繕工事の生産性向上

以下の事項の実施に努める等により、営繕工事のより一層の生産性向上に取り組む

【設計段階】

(1) 設計条件の明示

- ◇諸条件の整理と適用基準
- ◇敷地や周辺の状況

(2) 適切な設計図書の作成に向けた取組み

- ◇設計業務プロセス管理
- ◇図面の整合性

- ◇設計段階における施工条件の確認
- ◇指定仮設の確認

【施工段階】

(1) 余裕期間の設定

- ◇制度を活用した発注

(2) 遅滞ない設計意図伝達^{※2}等

- ◇設定された期限の遵守を契約図書に明記
- ◇ワンデーレスポンス(工事受注者と監督職員間)

(3) 納まり等の調整^{※3}の効率化

- ◇納まり等の調整用図面作成の効率化
- ◇BIMの活用促進

(4) 情報共有や検討等の迅速化

- ◇関係者が一堂に会する会議の早期開催
- ◇情報共有システムの活用促進
- ◇遠隔臨場の活用促進

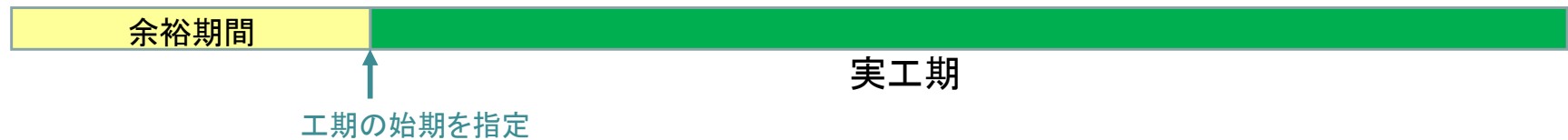
(5) 設計図書の変更への対応

- ◇必要となる場合の設計図書の変更
- ◇設計変更ガイドライン(案)の参照

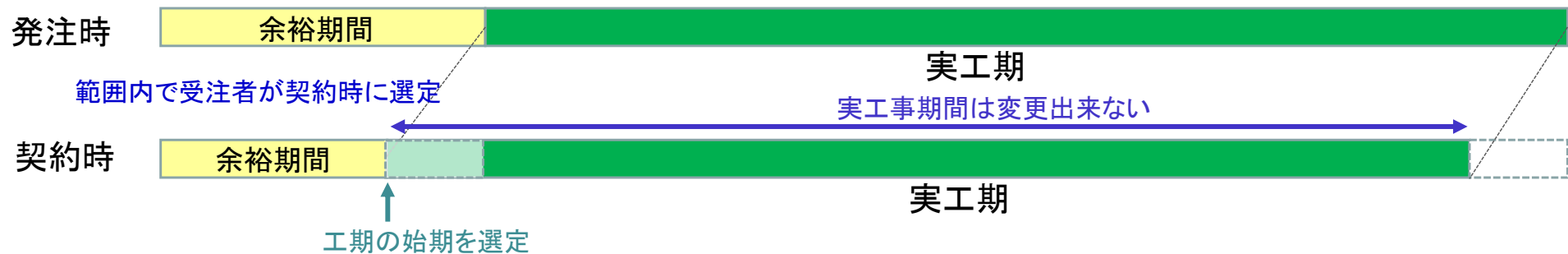
※2: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、工事材料・設備機器等の選定に関する検討・助言等
 ※3: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整

余裕期間(契約日の翌日から工期の始期)の長さは『6ヶ月を超えない範囲』
余裕期間内は、主任(監理)技術者の配置を必要としない

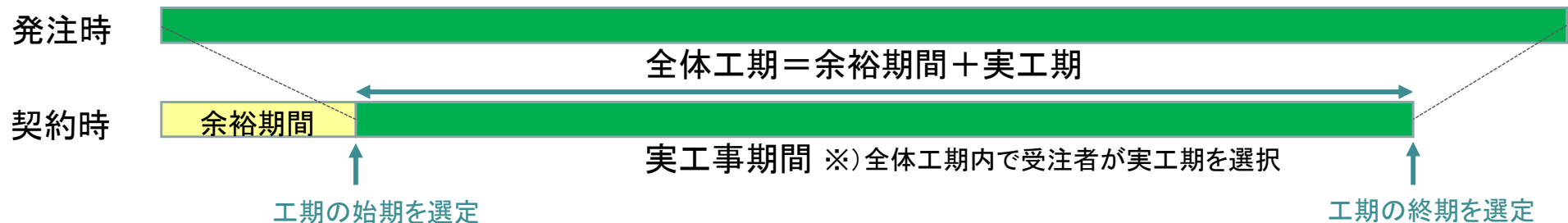
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



情報共有システムの活用

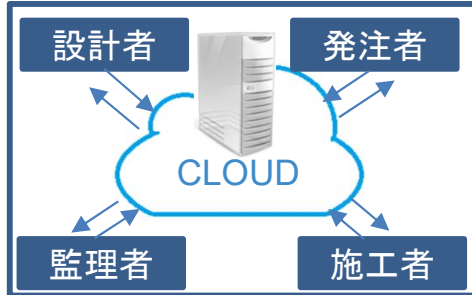
●令和3年度から**原則発注者指定により活用**(小規模なもの、工期の短いもの等を除く)

✓ 情報共有システムを活用した工事では**電子検査を実施**

※営繕工事における情報共有システム機能要件

情報共有システム提供者における機能要件の対応状況(導入担当者向け)(2024.11更新)

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001848776.pdf>



官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(令和4年制定)

[官庁営繕事業の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領](#)

PDF形式:1,042KB

2022/6/15掲載

参考 [遠隔臨場に関する適応性一覧表](#)

PDF形式:279KB

2022/6/15掲載

建設現場の遠隔臨場の本格活用

現場員
工事現場にて
撮影中



監督員
執務室にて
確認中



リアルタイム配信



受発注者の作業効率化
契約の適正な履行としての
施工履歴の管理の実施

効果等を把握

試行結果を踏まえ、**実施要領を作成**

**建設現場の遠隔臨場を
原則全ての工事で適用**

生産性向上の取組

これまでの取組

○各省庁が発注する営繕工事の書類の統一書式「**公共建築工事標準書式**」を作成【H15.3】

○建設業団体の意見を伺い**工事関係書類等の明確化、削減等**に取り組む

○受発注者間での**協議による書類の省略・集約、受注者独自書式の使用を可能**

○**書類の二重提出（紙と電子）を求めない**
 「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」【H26.3】
 ・「同」徹底について【H30.3】

○書類等の**押印等の省略**

○全ての営繕工事における「**情報共有システム**」の活用

「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施方針の制定」（一部改定）【R3.3】

今回の取組

- 「**公共建築工事標準書式**」の改定【R5.3】
 - ・各省庁統一の書式内に**省略協議対象であること等を明示**
- 「**工事関係書類データ入力シート**」（本格運用版）【R6.3】

工事関係書類データ入力シート

基本データシートに共通項目（工事件名、工期等）を入力・保存し、各書式に反映させることで**書類作成を効率化**

【基本データシート】

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

共通項目

【各書式】

各書式に共通項目が反映

現場代理人等
通知書

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

経歴(職歴)...

火災保険等
加入状況報告書

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

報告年月日...

発生材報告書

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆

報告年月日...

完成通知書

工事件名	〇〇〇
発注者	△△△
受注者	☆☆☆
工期	自:□□ 至:▽▽

完成年月日...

○「工事関係書類データ入力シート」の作成手順・Q&Aを取りまとめた「**手引き**」を掲載し、**本格運用版**として公表【R6.3】

国土交通省HPから工事受注者がダウンロードして広く活用可能

○実勢価格や現場実態を的確に反映するとともに、適切な数量算出及び設計変更など各種取組を実施

【主な課題】(工事費積算関係)

【取組内容・対応策】

○単価が実勢と乖離している場合がある。

例：単価設定時期が古い
工事実態とは異なる条件の単価を適用している

○現場で必要と考えられる費用が見込まれていない場合がある。

例：揚重機や交通誘導警備員等が見込まれていない

○契約後の変更契約の協議が適切に行なわれない可能性がある。

例：積算数量を「参考数量」とした場合、積算数量と設計数量に相違があっても発注者が受注者との協議に応じない場合がある。

○社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応する必要がある。

●実勢価格や現場実態の的確な反映

- ① 適正な単価の設定（入札日直近の最新の単価の採用、補正市場単価、見積単価の適切な設定）
- ② **少量、僅少施工**での**単価補正等**
- ③ **「見積活用方式」**
- ④ 適切な施工条件の明示、**現場実態を反映した共通費**
- ⑤ 適切な工期設定、**工期に連動した共通費** 等

品確法(発注者等の責務) 第七条第1項一号
(略)市場における労務及び資材の取引価格、(略)工期等、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

●適切な数量算出及び設計変更

- ① **「入札時積算数量書活用方式」**
- ② 設計変更ガイドライン※の適切な運用
- ③ スライド条項の適切な運用 等

品確法(発注者等の責務) 第七条第1項七号
(略)施工条件を明示するとともに、(略)適切に設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

●新たな課題への対応

- ① 熱中症対策
- ② 週休2日の促進

品確法(発注者等の責務) 第七条第1項一号
(略)経済社会情勢の変化を勘案し、(略)予定価格を適正に定めること。

※ 「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)」(平成27年5月(令和2年6月一部改訂))を示す

※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」（平成29年3月14日付国営積第23号他）より

- 公共工事の品質は、適正な請負代金での契約を締結すること等により確保されなければならない旨、品確法に規定されている。適正な請負代金での契約に当たっては、**適正な数量での積算が重要**となる
- 積算数量に関する協議の円滑化に資するよう、**発注者が示す数量書に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とする「入札時積算数量書活用方式」を導入**

入札時積算数量書活用方式のポイント

ポイント①

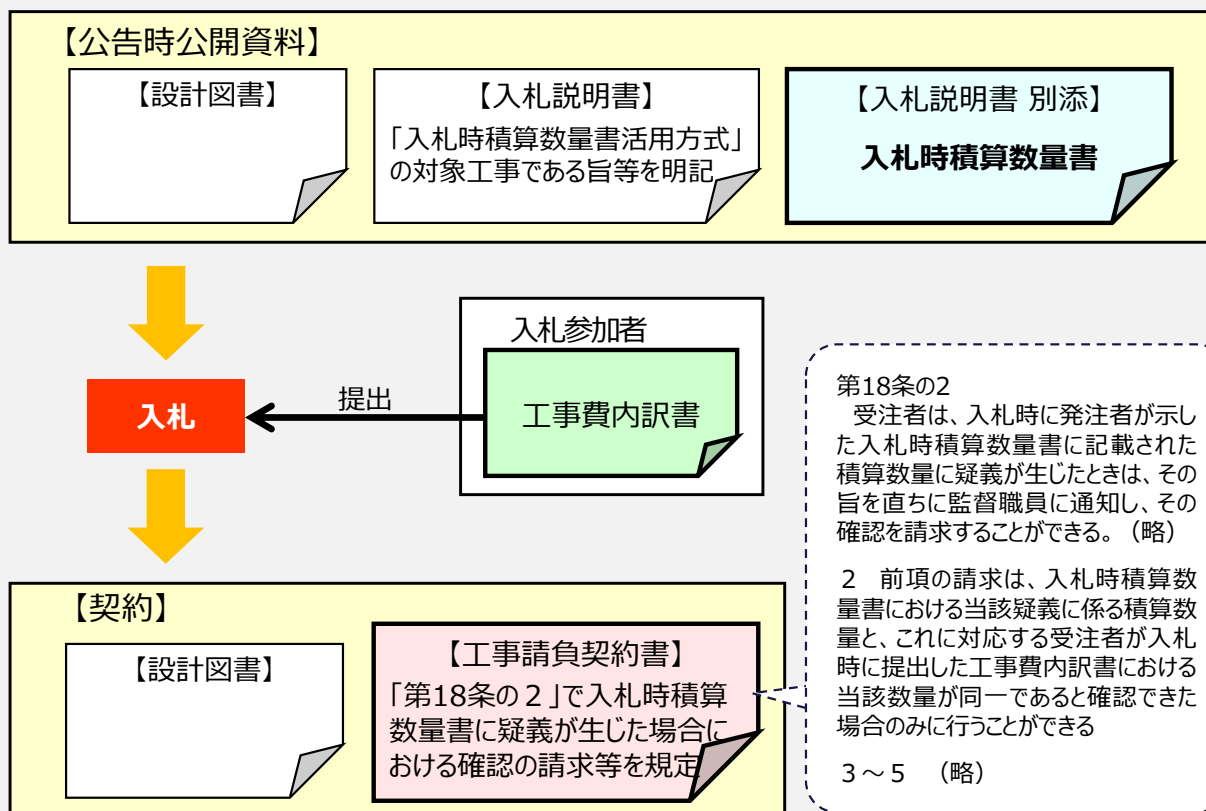
- ・ 工事請負契約書に、入札時積算数量書の位置付けを**規定**する

ポイント②

- ・ 入札時積算数量書の数量は、協議、変更等を行う場合の**協議の基となる数量**であり、いわゆる「**契約数量**」ではない

ポイント③

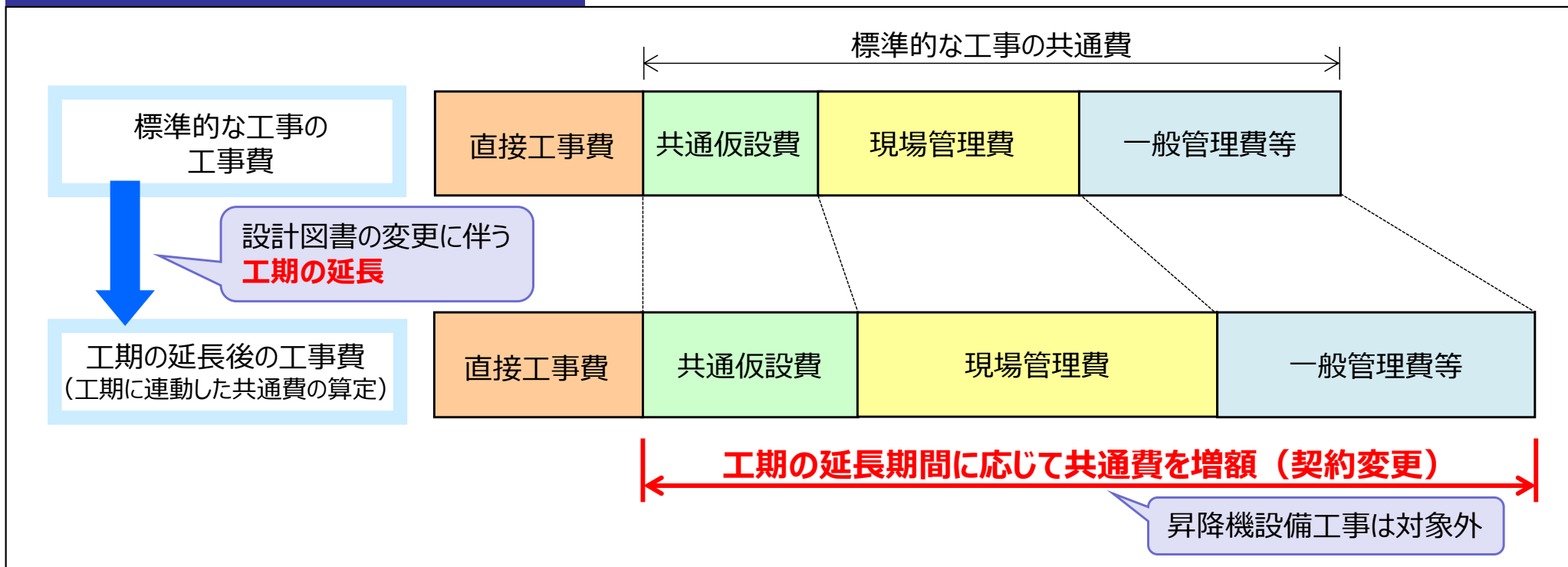
- ・ 契約後、積算数量に関する協議等を行うためには、「**入札時積算数量書**」の数量と受注者の「**工事費内訳書**」の数量が**同一**である必要がある



※入札時積算数量書の数量の訂正は、工事請負契約書第19条による設計図書の変更ではない

- 共通仮設費率と現場管理費率は、「工事規模」※ と「工期」を用いて算定
 - 施工条件の制約により工期が長くなる場合等でも、工期を踏まえた費用の算定が可能。
また発注時に予期できなかった施工条件の変更等に応じ、変更契約により工期延長を行う場合も、
変更後の工期に応じた算定が可能
- ※直接工事費、純工事費

工期連動型共通費積算方式



【工期の影響を受ける費用の例】

- 共通仮設費：仮設建物費（現場事務所等）、工事用電気、水道料金 等
- 現場管理費：従業員給料手当、法定福利費 等

○ 共通費は ①**共通仮設費** ②**現場管理費** ③**一般管理費等** から構成され、率計算式や積み上げにより算定する

※ 共通仮設費及び現場管理費は工期延長に伴い増額される（設計図書の変更に伴う工期延長があった場合、工期延長分に応じて増額）

構成	概要	算定方法	主な内容（率計算式を用いる場合）	
			率に含まれるもの	積み上げによるもの (現場実態を踏まえ計上)
① 共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した共通仮設費率※1により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての共通仮設費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所等に要する費用 安全標識、消火設備等の施設の設置費用 台風等災害防止対策のうち一般的な対策に係る費用 共通的な工事用機械器具に要する費用（右記除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導警備員の配置に要する費用 大規模な台風等災害防止対策に係る費用 揚重機械器具に要する費用
② 現場管理費	工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した現場管理費率※2により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての現場管理費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場雇用労働者等の労務管理に要する費用 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊施設における工事記録等の作成費用
③ 一般管理費等	工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用	一般管理費等率※3により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の運営に係る費用 調査研究費 付加利益等 	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証費 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

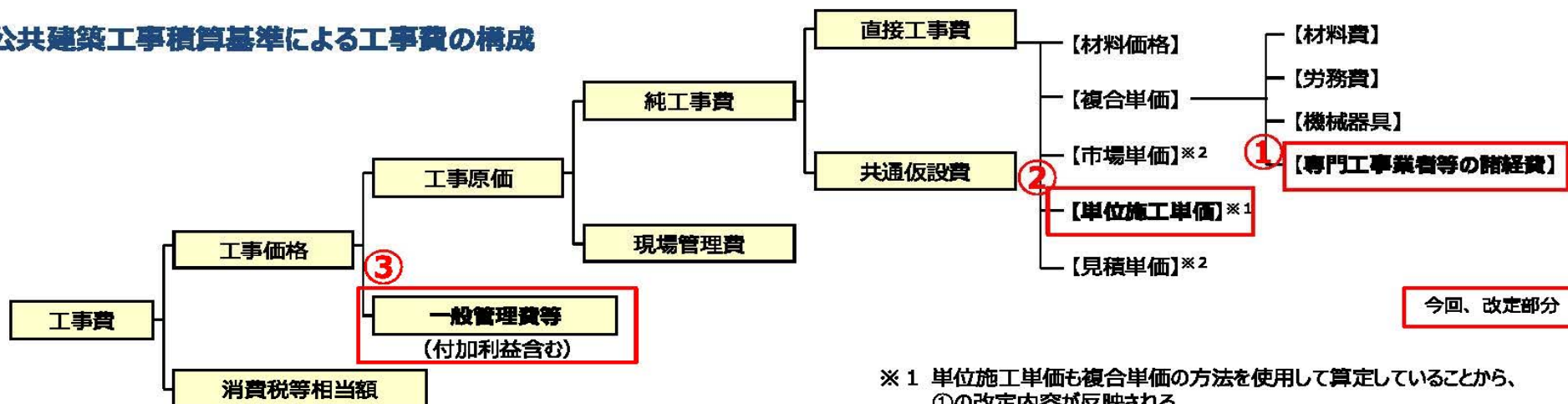
※1 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく直接工事費に対する共通仮設費の比率

※2 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく純工事費に対する現場管理費の比率

※3 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、工事原価に対する一般管理費等の比率

積算基準類の改定を行いました。本改定内容は、令和8年4月以降に入札手続きを開始する工事に適用します。

公共建築工事積算基準による工事費の構成



※1 単位施工単価も複合単価の方法を使用して算定していることから、
①の改定内容が反映される
※2 市場単価、見積単価についても専門工事業者等の諸経費は含まれている。

① 専門工事業者等の諸経費の率の見直し

- 実態調査を実施し、諸経費の率を改定。
- 工種ごとに定めていた率を、「材料費、消耗材料費等」と「労務費」のそれぞれに全工種共通の率を設定することに改める。



「雇用に伴う必要経費」が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

② 新たな単位施工単価の設定

- 歩掛り調査を実施し、令和7年12月に導入した鉄筋（ガス圧接含む）、型枠に続き、「絶縁ケーブル」について、単位施工単価を追加導入。

③ 一般管理費等率の見直し

- 業界団体の協力を得て、実態調査を実施し、一般管理費等率について改定。
- 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等で分かれていた算定式等を一本化。

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更により計上**することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

(注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
(日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更

◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区^{*1}の場合)

- 4～10月の全てを工期に含む場合^{*2}

年	WBGT値31以上の時間 ^{*3} (h)	日数換算(日)
2018	84	0.50
2019	67	0.38
2020	64	0.00
2021	47	0.88
2022	89	1.13
平均	-	0.78

※1 東京観測所の数値を使用
 ※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
 ※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇(3日)を除く)の8時～17時のWBGT値31以上の時間

① 日数換算(日時間) → ② 5か年分を平均 → ③ 四捨五入により日数に変換

猛暑による作業不能日数 9日間

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

公共工事標準請負契約約款26条(スライド条項)の適切な運用

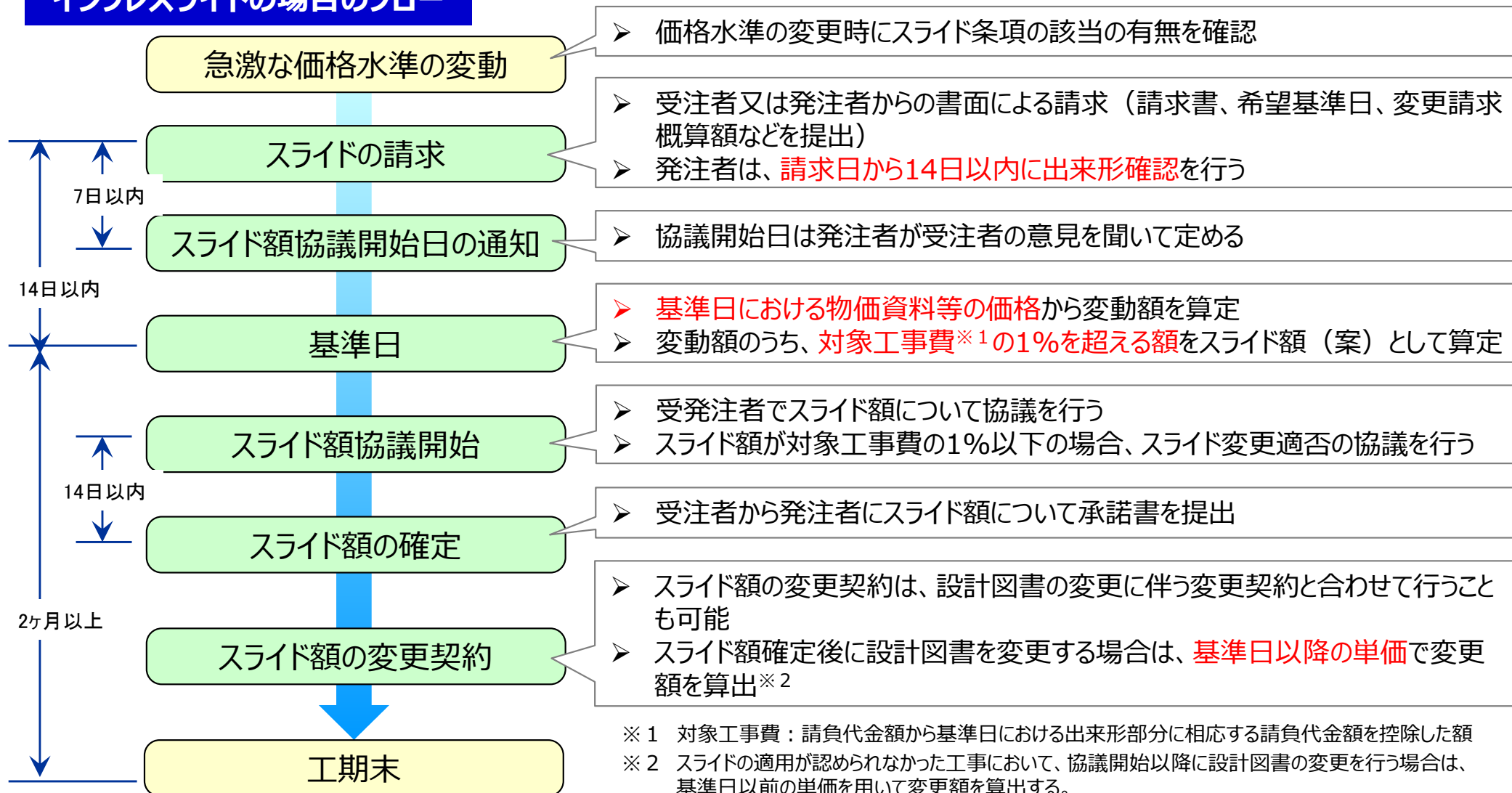
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上 最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」 を採用。単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過 後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特 定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		<p>S = 全体スライド[※]変更額 = A - B × 1.5% ただし、A > B × 1.5% の場合のみ全体スライド[※]を適用可能</p>	<p>S = 単品スライド[※]変更額 = A - C × 1.0% ただし、A > C × 1.0% の場合のみ単品スライド[※]を適用可能</p> <p>主要材料の変動額 (A) (材料費のみを対象)</p>	<p>S = インフレスライド[※]変更額 = A - B × 1.0% ただし、A > B × 1.0% の場合のみインフレスライド[※]を適用可能</p>

【スライド額】 材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の価格を算出する。

- ・工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)(令和5年3月)
- ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(令和4年9月)

○ 賃金水準又は価格水準の変動により、受注者からスライド条項に基づく請求があった場合、変更の可否について適切に判断した上で、請負代金額を変更

インフレスライドの場合のフロー



※1 対象工事費：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

※2 スライドの適用が認められなかった工事において、協議開始以降に設計図書の変更を行う場合は、基準日以前の単価を用いて変更額を算出する。

中国地方整備局トップページ
<https://www.cgr.mlit.go.jp/>

防災 | リズム | 発注・契約申請 | 向け情報

河川 | 道路 | まちづくり建設 | 港湾・空港 | 企画 | 営繕 | 用地 | 業務 | 統括防災官室

ここをクリックすると発注・契約申請関係ページが表示されます。

クリック

発注・契約・申請関係

下方へスクロールすると「入札結果等の公表」というカテゴリが現れます。

※ホームページよりダウンロードして知り得た情報は、国土交通省以外の者の権利を含む場合があります。ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず、「第三者への提供行為」を禁じます。

なお、当サイトではダウンロード等のログを監視・記録していますのであらかじめご了承のうえご利用をお願いいたします。

上記内容を守られる場合は、下記「了承」ボタンを押して下さい。

了承

クリック

ここをクリックすると工事と業務の選択ページが表示されますので工事を選択し、リンク先の「営繕部(岡山営繕事務所含む)発注工事」を選択します。

入札結果等の公表

- 中国地方整備局入札結果 (工事、業務)
- 中国地方整備局入札結果 (物品、役務)
- 総合評価方式入札結果 (工事)
- 技術提案・交渉方式の結果
- 入札調書における法定福利費概算額について
- 事務所毎の平均落札率等 (一般土木工事C等級)
- 工事・建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について (令和6年4月1日以降に公表したもの)
- 工事・業務の設計書公表 (令和6年3月31日までに公表したもの)

- 河川国道事務所等発注工事
- 営繕部(岡山営繕事務所含む)発注工事

ここをクリックすると下方に「了承」が表示されます。

公表期間は契約後1年間で、1年を超過したものは、年度毎に順次削除されます。

直轄工事における工事費内訳書への労務費等の記載について

- 令和7年12月12日以降に入札を開始する工事から、工事費内訳書には入札金額の内訳として、材料費、労務費、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費の記載をお願いしているところです。
- これは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)(以下、「入契法」といいます。)第12条の趣旨を踏まえたものですので、入札参加者さまにおかれましては、この内容について、適切に計上し記載をお願いいたします。
- ただし、当面の間、材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、次の①②の場合は、以下の通り記載ください。※法定福利費は従前より見積の明示を求めていることから、以下取扱いの対象外となります。
 - ① すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等、その旨がわかるように記載してください。
 - ② 一部のみ計上できない場合、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨がわかるように記載してください。
- 上記の取扱いが認められるのは、市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限りです。

(工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

費目	工種	種別	細別	規格	単位	員数	単価	金額

(直接工事費のうち、材料費 **** (一部のみ計上) 円)
 (直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)
 (現場管理費のうち、法定福利費 **** 円)
 (現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 **** 円)
 (工事原価のうち、安全衛生経費 **** 円)

○ 「未記入」「事項無し」は原則として無効の入札として取り扱います。
 ○ すべてを計上できない場合、「算出不能」、「計上不可」等その旨がわかるように、また、一部のみ計上できない場合はその旨記載し、計上可能な分のみ記載ください。

★記載が抜けている場合、又は様式間違い等により事項の欄がない場合は原則として無効の入札として取り扱います。

繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

◆ 中国地方の国等の機関、地方公共団体、建設業界の方、その他広く一般の方々を対象に、公共建築に関する技術的な相談を幅広く受け付けています。

公共建築に関する相談窓口

○中国地方整備局 営繕部計画課 課長補佐

電話：082－221－9231（代表）

メール：eizenbusoudan2005@cgr.mlit.go.jp

○岡山営繕事務所 技術課長

電話：086－223－2271（代表）

メール：okayamaeizen@cgr.mlit.go.jp